

本工事は、工事施工上の技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式競争入札の工事である。

公告日	平成20年12月24日
契約担当者	〒622-0292 船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6 京丹波町長 松原茂樹
工事番号	20-A46D
工事名	平成20年度 緊急地方道路整備事業 町道升谷大迫線(第2工区)道路改良工事
工事場所	船井郡京丹波町 升谷 地内
工事期間	契約日の翌日から平成21年3月31日まで ※
工事概要	L=360m W=5m 道路土工1式、路床安定処理1,980m ² 、重力式擁壁170m、コンクリートブロック積337m ² 、排水構造物338m、アスファルト舗装(表層・上層路盤)2,020m ²
入札参加資格要件	<p>入札に参加するために必要な資格は、町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、入札公告共通事項1のほか、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1)許可の種類 土木一式工事に係る特定建設業の許可</p> <p>(2)等級 京都府認定の土木一式工事A1級とする。(ただし、A1級のうち総合点が950点以上のものについては単体での参加、A1級のうち総合点が950点未満のものについては、特定建設工事共同企業体による参加にかぎる。)</p> <p>(3)経営事項審査数値 要件なし</p> <p>(4)営業所所在地 京丹波町内に主たる営業所があること。</p> <p>(5)施工実績 要件なし</p> <p>(6)配置予定技術者 監理技術者又は主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を専任で配置できる者であること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。なお、施工に当たって記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病床、退職等極めて特別な場合に限る。また、配置予定技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合には、複数の候補者を記入できるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。</p> <p>(7)その他 特定建設工事共同企業体による参加資格要件は、別紙1のとおりとする。</p>
入札保証金	免除
契約保証金	共通事項9のとおり。
予定価格(税込み)	49,665,000円(入札書比較価格:47,300,000円)
最低制限価格	あり【平成20年11月12日付 運用改正 適用】
前払金	あり 京丹波町公共工事の前金払に関する取扱要綱に基づく。
部分払	あり 1回以内
入札参加資格確認申請時の提出書類	<p>(1)条件付一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)</p> <p>(2)配置予定技術者の資格要件を証明するもの(監理技術者資格者証(表・裏)、監理技術者講習修了書(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者のみ)、資格証明書の写し等)及び直接的恒常的な雇用関係を証明するもの(監理技術者資格者証(表・裏)、健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額(変更)通知書、雇用保険者証健康保険証のいずれかの写し等)を添付してください。</p> <p>(3)資本関係・人的関係に関する届出書 本町の条件付一般競争入札に当該年度内で初めて参加申請する場合のみ。2回目以降の参加申請時には、提出の必要はありません。ただし、届出書の記載事項に変更が生じた時は、すみやかに資本関係・人的関係に関する変更届書を監理課へ提出してください。</p> <p>(4)特定建設工事共同企業体により参加するものについては、以下のものを提出すること。 イ 特定建設工事共同企業体(甲型)入札参加資格審査申請書 ロ 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)の写し ハ 代表者に対する委任状</p> <p>(5)技術資料(様式2-1、2-2、2-3) 施工上の課題に係る技術的所見 本工事はの施工にあたり、現場状況を踏まえて、次の課題について技術的所見をそれぞれの様式に記載すること。 ①コンクリート施工に係る品質管理 本工事におけるコンクリート擁壁及びコンクリートブロック積の施工に係るコンクリートの品質管理について、品質の向上につながる施工方法や管理方法に現場条件を踏まえた工夫が見られるか。 ②農作業への配慮 本工事箇所は、ほ場に隣接しており、工事期間が田植え等の農繁期と重なることが想定される。耕作への影響を少なくする施工方法及び工程について、現場条件を考慮した工夫が見られるか。 ③一般交通への配慮 本工事箇所は、供用区間であり、片側通行規制での施工を前提としているが、一部工種では、全面通行止による施工も想定される。地域住民等の通行に関して、通行規制方法や安全対策について、現場施工条件を踏まえた工夫が見られるか。</p>
その他	<p>入札公告共通事項のとおり。</p> <p>※本工事は、繰越を予定しており、平成21年度の予算成立後、標準工期200日を参考として、工期を延期する予定です。ただし、繰越承認及び平成21年度予算議決が得られない場合には、工事を打切ることとします。</p>

入札手続き等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成20年12月24日(水)から平成21年1月14日(水)まで	閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで
設計図書等の閲覧期間	平成20年12月24日(水)から平成21年1月14日(水)まで	閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで
入札参加資格確認申請書等の受付	平成21年1月13日(火)から平成21年1月14日(水)まで	閉庁日を除く、午前9時から午後5時まで
入札参加資格決定	平成21年1月16日(金)	共通事項3のとおり
設計図書の販売	販売しない。 町のホームページの入札情報からダウンロードすること。	共通事項2のとおり
質問の受付	①平成21年1月7日(水) 午後5時まで ②平成21年1月20日(火) 午後5時まで	共通事項5のとおり
回答の閲覧	①平成21年1月8日(木) ②平成21年1月21日(水)	共通事項5のとおり
入札書送付期間	平成21年1月21日(水)から平成21年1月23日(金)まで	共通事項6のとおり
入札(開札)日時	平成21年1月27日(火)PM1:15 開札結果は、1月28日午後5時までにホームページに公表する。	
落札決定通知	落札者には、別途通知する。	
契約予定日	平成21年2月4日(水)	共通事項10のとおり

総合評価に関する事項

(1) 価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)に関する基準
各評価項目について、下記の基準に基づき加点する。

	評価項目	評価基準		配点
施工計画	①コンクリート施工に係る品質管理 本工事におけるコンクリート擁壁及びコンクリートブロック積の施工に係るコンクリートの品質管理について、品質の向上につながる施工方法や管理方法に現場条件を踏まえた工夫が見られるか。	必要事項の記載が適切であり、特に優れた工夫が見られる。	(優) 3	3点
		必要事項の記載が適切であり、工夫が見られる。	(良) 2	
		必要事項の記載が適切である。	(可) 0	
		記載がない又は不適。	失格	
	②農作業への配慮 本工事箇所は、ほ場に隣接しており、工事期間が田植え等の農繁期と重なることが想定される。耕作への影響を少なくする施工方法及び工程について、現場条件を考慮した工夫が見られるか。	必要事項の記載が適切であり、特に優れた工夫が見られる。	(優) 3	3点
		必要事項の記載が適切であり、工夫が見られる。	(良) 2	
		必要事項の記載が適切である。	(可) 0	
		記載がない又は不適。	失格	
	③一般交通への配慮 本工事箇所は、供用区間であり、片側通行規制での施工を前提としているが、一部工種では、全面通行止による施工も想定される。地域住民等の通行に関して、通行規制方法や安全対策について、現場施工条件を踏まえた工夫が見られるか。	必要事項の記載が適切であり、特に優れた工夫が見られる。	(優) 3	3点
必要事項の記載が適切であり、工夫が見られる。		(良) 2		
必要事項の記載が適切である。		(可) 0		
記載がない又は不適。		失格		

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点(100点)に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもっておこなうものとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲にあるもののうち、(2)によって得られた評価値がもっとも高いものとする。

イ 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(4) 評価内容を担保するための措置

「施工上の課題に係る技術的所見」に記載した施工計画(技術提案)の内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、これに係る評価項目を0点として加算点の再計算を行い、次式により落札時の加算点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点 β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

※8点: 工事成績評定の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

特定建設工事共同企業体による参加資格要件について

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による参加は、次に掲げる要件等を満たすものであること。

1 共同企業体要件

ア 構成員の数は、2社又は3社とする。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

2 共同企業体の構成員が満たす要件

町の指名競争入札参加資格者名簿の登載されており、条件付一般競争入札公告共通事項1を満たすこと。

3 代表者の要件

共同企業体の代表者は、以下の要件に該当する者であること。

ア 京都府認定の土木一式工事A1級で総合点が950点未満のものであること。

イ 京丹波町内に主たる営業所があること。

ウ 監理技術者又は主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

4 その他の構成員の要件

共同企業体のその他の構成員は、以下の要件に該当する者であること。

ア 京都府認定の土木一式工事A1級で総合点が950点未満のものであること。

イ 京丹波町内に主たる営業所があること。

ウ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

5 共同企業体の協定方式

協定書は、京丹波町特定建設工事共同企業体運用基準様式第1号の1「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。

6 共同企業体の資格認定

共同企業体の資格の認定については、入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、共同企業体の資格の有効期間は、入札参加資格確認通知の日から、当該工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

(総合評価競争入札) 条件付一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京丹波町工事等契約に係る指名停止等の措置要領(平成17年京丹波町告示第78号。)に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (5) 法人及び代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の滞納がないこと。
- (6) 入札に参加する者の間に次に掲げる一定の系列関係がないこと。
 - ア 資本的關係
親会社と子会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - イ 人的關係
一方の会社の役員(監査役を除く。以下「役員」という。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - ウ その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 設計図書の入手方法等

- (1) 確認申請書等の入手方法
原則として、京丹波町ホームページ(<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>)の入札情報からダウンロードすること。やむを得ず配布を希望する場合は、京丹波町監理課(新館2階)にて配布する。
- (2) 設計図書等の閲覧
原則として、京丹波町ホームページの入札情報からダウンロードできる。
また、当該の公告に示す期間内に、京丹波町監理課にて閲覧することができる。
- (3) 設計図書等の販売
設計図書等を京丹波町ホームページの入札情報に掲載する場合は、ダウンロードにより入手すること。この場合は原則として販売しない。やむを得ず入手を希望する場合は、京丹波町監理課へ問い合わせること。
当該の公告に設計図書を販売することを記す場合は、期間内に京丹波町監理課にて販売する。この場合、入札参加資格が認められた者は、特別の事情がない限り、購入すること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び参加確認資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

当該の公告に示す期間内に、京丹波町監理課（新館2階）に持参すること。

(2) 確認通知

入札参加資格確認通知書は、別途送付する。

(3) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、本町の指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 確認申請書及び資格確認資料等に関する質問は、電話等による問合せを随時受付ける。

(2) 設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリにて提出すること。（電話等口頭によるもの、郵送及び持参によるものは受け付けない。）設計図書に関する質問の回答については、当該の公告に示す日に京丹波町ホームページの入札情報に掲載する。質問の受付期日・回答日は、①申請書受付前、②参加資格確認通知後とする。

(3) 連絡先

京丹波町監理課

電話番号0771-82-3811 ファクシミリ番号0771-82-2500

6 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 入札方法は、郵便入札とする。
- イ 郵送方法は、配達記録郵便・簡易書留・一般書留のいずれかのみとする。それ以外は受け付けない。当該の公告に示す入札書送付期間内に送付すること。(消印有効)
- ウ 入札案件ごとに1通送付すること。
- エ 表封筒に「所定の入札用封筒に入った入札書」、工事費内訳書等を入れ、以下のとおり宛先を記載すること。

〒622-0292 「丹波郵便局留」 京丹波町監理課 あて

- オ 表封筒には、工事番号、工事名、送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- カ 入札書は、所定の入札用封筒に入れ、封印等の処理をすること。
- キ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- ク 入札書の日付は、当該公告に示す入札（開札）日を記入すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違っって円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

- ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。
- ウ 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札

- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 開札時において有効な工事費内訳書の提出がなかった者の行った入札
- ク 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の辞退

入札書を郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

また、入札参加資格確認通知前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札の執行

開札は、入札参加者の中から選任された入札立会人の立会いにより行うものとする。選任された入札立会人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

(1) 契約金額が500万円未満の場合は、免除とする。

(2) 契約金額が500万円以上の場合においては、契約金額の100分の10。ただし、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に工事請負契約書を作成すること。

11 入札の中止

入札参加資格確認において「入札参加資格があるもの」が2人に満たない場合、又は入札者が2人に満たない場合は、入札を中止する。

12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 確認申請書に虚偽の記載をした場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出を求める技術的所見について、記載がない又は不適の項目があった場合は、失格とする。
- (7) 現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならない。他の工事との兼務はできない。
なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。